

私立学校管理運営費補助金交付要綱

平成17年 9月 9日 施行
平成19年 8月30日 一部改正
平成27年 7月28日 一部改正

(通則)

第1条 私立学校管理運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、北海道における私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校（広域通信制の課程を置く私立高等学校を除く。以下「学校」という。）並びに看護師養成施設を除く実践的かつ専門的な職業教育を行う私立専修学校及び外国人子女の教育を目的とする私立各種学校（以下「専修学校等」という。）の教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高め、もって学校及び専修学校等の教育の振興を図ることを目的とする。

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 私立高等学校管理運営費補助金
- (2) 私立狭域通信制高等学校管理運営費補助金
- (3) 私立中学校管理運営費補助金
- (4) 私立小学校管理運営費補助金
- (5) 私立幼稚園等管理運営費補助金
- (6) 私立専修学校等管理運営費補助金

(補助金の交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助を行う年度の5月1日現在において学校及び専修学校等を設置している次のもの（以下「学校法人等」という。）とする。

- (1) 私立学校法第3条に規定する学校法人
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第6条に規定する学校法人以外の設置者（私立幼稚園に限る。）で私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）附則第2条第5項の適用を受ける者
- (3) 私立学校法第64条第4項に規定する法人

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、学校及び専修学校等における教育に係る次の経常的経費とする。

- (1) 人件費（退職金及び役員報酬を除く。）
- (2) 教育研究・管理経費
- (3) 設備関係経費
- (4) 借入金等利息

(補助金の額)

第6条 補助金の額は定額とし、別に定める配分基準により予算の範囲内で交付する。ただし、私立狭域通信制高等学校については、補助を行う年度の5月1日現在に当該私立狭域通信制高等学校に在学する生徒数に、別に定める単価を乗じて得た額を予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付を受ける学校法人等の責務)

第7条 第5条に掲げる教育に係る経常的経費に対する補助事業（以下「補助対象事業」という。）を行う学校法人等（以下「補助事業者」という。）は、学校及び専修学校等の教育の公共性を強く認識し、教育条件の向上、経営の適正化及び合理的運営を期さなければならない。

(補助金の減額等)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その状況に応じ、補助金の額を減額して交付し、又は交付しないことができる。

(1) 法令の規定、法令の規定に基づく知事の処分又は寄付行為に違反している場合

(2) 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

(3) その他教育条件又は管理運営に適正を欠く場合

2 前項の規定により補助金の額を減額して交付する場合、又は不交付とする場合は、別に定める基準により決定する。

(補助金の執行保留)

第9条 知事は、学校法人等が第2条に規定する交付目的に適合しないと認められる場合は、この補助金の執行を保留することができる。

(交付の条件)

第10条 補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減の額が当該経費の10分の2に満たないときは、この限りではない。

(2) 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産（機械及び重要な器具で、取得価格が1個又は1組50万円以上のものに限る。）であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められたものを、当該省令に定められた耐用年数に相当する期間が経過しないうちに補助金の交付の目的以外のために使用し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業終了後5年間保存しておかななければならない。

(4) この補助金の交付決定後において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、この決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

ア 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）、その他法令の規定に適合しない場合で教育条件、健康管理及び安全の低下を来す場合

イ 学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）、その他法令に照らして、会計処理が適正を欠く場合

ウ 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

(その他)

第11条 この補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、総務部長が別に定める。